

no	質問事項	回答
1	ICT特定保健指導以外の方法で特定保健指導利用を希望される場合は、内容を対象市町村に伝達し、対象市町村が対応することよろしいでしょうか。	お見込みのとおりです。
2	ICT特定保健指導を実施する者は、専門的な知見に加えて、資格（保健師・管理栄養士等）を必須条件としますでしょうか。	医師、保健師又は管理栄養士です。 本事業における特定保健指導は、仕様書中「5 業務内容」(2)に記載のとおり、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）」に基づき、実施してください。
3	問い合わせ対応については施設を県内に設置する必要がありますでしょうか。	必要ありません。
4	アプリに記録する体重及び腹囲以外の情報は多ければ多い方がよいという理解でしょうか。手入力が多いようなら増やさない方がよい等、お考えをお聞かせ下さい。	提案事項に関することはお答えできません。
5	特定健診の結果を対象者に提出していただくという記載がありますが、県や自治体から受託者に共有いただける情報は何か（お名前・電話等）ご教示下さい。	受託者は、受託者が作成する利用申込みのオンラインフォームから対象者の情報を入手し、対象市町村に資格確認を行っていただきます。（仕様書中「5 業務内容」(1)④を参照）
6	オンラインではなく、リアルイベント（任意参加）の提案は可能でしょうか。	可能です。
7	前回事業あるいは2023年度に実施された報告書や改善点をご教示いただくことは可能でしょうか。	提案事項に関することはお答えできません。
8	利用するアプリは今回の事業のみで利用するもの、または事業期間を終えた後も継続して利用できるもののどちらをイメージしておられますか。	提案事項に関することはお答えできません。
9	本契約で整備する基盤はクラウド型のシステム構築で問題ありませんでしょうか。また、クラウド型システムでの構築を可能とする場合、翌年度以降継続的に構築したシステム基盤の利用を予定されていますでしょうか。	システム構築を必須要件としていません。 本事業は令和7年度の単年度事業であり、翌年度以降についてはお答えできません。
10	翌年度以降、継続して整備をした基盤を利用する場合、そのシステム利用料やメンテナンスに係る費用は予算として準備をいただけますでしょうか。また、翌年度以降の特定保健指導の業務委託は各市町村での調達を予定していますでしょうか。	回答no9のとおり
11	今年度の特定保健指導対象者様150名について、決定業者からの利用勧奨も必要でしょうか。	受託者が必ず行うべき業務は、仕様書中「5 業務内容」に記載した業務です。
12	契約期間として契約締結日から令和8年3月31日とありますが、この日までに基盤整備を完了すれば良いという理解で問題ございませんでしょうか。（特定保健指導は基盤整備後に開始）	契約期間中に受託者が必ず行うべき業務は、仕様書中「5 業務内容」に記載した全ての業務です。 仕様書中「6 特定保健指導に係る経費」に記載のとおり、県と契約後、対象市町村とも特定保健指導に係る契約を締結のうえ、特定保健指導を開始し、契約終了日までに完了してください。
13	継続支援の手法は、国の規定に準拠するという理解で合っていますでしょうか。	本事業における特定保健指導は、仕様書中「5 業務内容」(2)に記載のとおり、「高齢者の医療の確保に関する法律（昭和 57 年法律第 80 号）」及び「特定健康診査及び特定保健指導の実施に関する基準（平成 19 年厚生労働省令第 157 号）」に基づき、実施してください。

no	質問事項	回答
14	土日祝及び夜間に対応するスタッフは、保健師である必要があるでしょうか。	回答no2のとおり
15	アンケートの回収については、アプリ上でも問題ないでしょうか。	問題ありません。